

尚絅大学におけるグレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅大学におけるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、学部及び学科(以下「学部等」という。)における適切な修学指導に資すること、厳格な成績評価と学生支援に資すること等を目的とする。

(評語、GP 及び成績・評価基準等について)

第2条 尚絅大学学則第24条に定める学生が履修した授業科目の成績及び評語に対するグレード・ポイント(各評語に与えられる数値をいう。以下「GP」という。)は次表のとおりとする。

評語	GP	成績・評価基準等
秀	4	90 点以上 100 点まで
優	3	80 点以上 90 点未満
良	2	70 点以上 80 点未満
可	1	60 点以上 70 点未満
不可	0	60 点未満
認定	—	※他大学等において習得した単位を、本学において単位を修得したものとみなす。

(対象授業科目)

第3条 GPA 算出の対象は、卒業要件に算入できる全ての授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条に規定する「認定」をもって評価される授業科目に該当する場合は、GPA 算出の対象外とする。

(GPAの種類及び算出方法)

第4条 GPAは、学期GPA、通算GPAに区分する。

2 GPAは次の式により計算するものとし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位を表示させるものとする。

3 総履修登録単位数は、前条の GPA 算出対象の授業科目の合計履修登録単位数とする。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{秀}4 \times \text{修得単位数}) + (\text{優}3 \times \text{修得単位数}) + (\text{良}2 \times \text{修得単位数}) + (\text{可} \times \text{修得単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

(GPAの通知及び記載)

第5条 GPAの学生への通知は、学期GPA、通算GPAを記載した成績通知書により行う。

2 成績原簿には、通算 GPA を記載する。

(GPA の活用)

第6条 前4条において算出された GPA を次の各号に掲げる内容について、各学部等において教育内容等の改善のために活用できるものとする。

- (1) 組織的な研修に関する事
- (2) 履修指導に関する事
- (3) 学修支援に関する事
- (4) 学生生活支援等(各種奨学金等を含む)に関する事
- (5) 身分異動に関する事
- (6) 進級判定、卒業判定に関する事
- (7) 成績状況等の把握に関する事
- (8) 育英褒章など各種表彰に対する選抜方法に関する事
- (9) その他学部長が必要と認めた事

なお、2学期連続してGPA値が 1.0 を下回った場合、学部長は学生に対して学修指導・生活指導を行い、改善が見られない場合には退学を勧告する場合がある。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、GPA 制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第8条 この規程に関する事務の所管は、九品寺キャンパス事務部教務課が行う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、令和元年6月 28 日から施行し、平成 31 年4月1日から適用する。